

不明確な隣地・道路境界線を明確にして杭を設置したい

相談内容	<p>現在、隣地との境界線に、境界杭が設置されていません。境界自体これまでに隣地所有者との間で確認したことはなく、親からは概ねの位置は聞いていたが、実際の境界がどこであるかよくわからないのが実態である。</p> <p>また、道路（市道）との境界も現在側溝もなく、どこが道路境界であるかわからない。どうしたらよいか。</p> <p>将来子どもに土地を相続させるに当たって、境界を明確にしておきたい。どうしたらよいか教えてほしい。</p>
回答内容	<p>境界が明確でない場合は、隣地所有者に対して境界を明確にしたい旨を申し出て、両者立ち合いの上で境界を確定して杭を設置します。</p> <p>双方で合意することができれば問題はありませんが、互いに主張が異なる場合があり、双方の話し合いでは確定できない場合は、第三者に間に入ってもらい確定する方法があります。「境界問題解決支援センター」に境界確定の調停を依頼してはいかがでしょうか。長野土地家屋調査士会のADR（裁判外紛争解決手続き）です。土地家屋調査士と弁護士が調停による解決をお手伝いします。</p> <p>このほかに、簡易裁判所に境界確定の調停を申し立てて調停委員会による調停を行ってもらう方法もあります。いずれの機関の調停も不調に終わった場合は、「境界確定の訴え」を起し、裁判による境界確定を行うほかに方法はありません。裁判所は当事者の土地の占有状況や公図、その他関係資料、証人の証言等を基礎として、本来存在するはずの境界線を客観的に判断し確定します。</p> <p>杭の設置費用は、民法第223条の規定により境界にかかわる所有者の共同の費用をもって境界杭を設けることができるとされていますので、その旨を相手方に申し立ててください。</p> <p>道路境界線の確定については、市道であれば市役所の道路管理部署にその旨を申し出て市役所職員との立ち合いのもとに境界を確定して杭を設置してもらいましょう。</p> <p>杭が設置された場合、その杭が移動されてしまった場合も想定して、その位置を周辺の移動しない物を基準として距離を示した図を作成して、互いに所有しておくこともお勧めします。</p>